

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	余 乾生
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	国府博甲第58号
学位授与年月日	令和3年9月17日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学府国際経済法学専攻
学位論文題目	高齢者権益保障法における介護保障 —— 立法府解釈からみる家族と国・社会の役割 —— (Rules of Long-term care under Law for the Rights of the Elderly in China -The roles of Family and Nation from the Perspective of the Legislative Interpretation-)
論文審査委員	主査 横浜国立大学 関 ふ佐子 教授 横浜国立大学 常岡 史子 教授 横浜国立大学 石崎 由希子 准教授 横浜国立大学 相馬 直子 教授 東洋大学 秋元 美世 教授

論文の要旨

1. 研究目的

中国では、高齢化とともに増大している高齢者の介護ニーズに対応して、高齢者の介護システムが徐々に構築されてきた。本論文では、この高齢者の介護システムに注目した。その沿革を整理し、先行研究を確認した結果、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に関する研究が不足していることが明らかになった。習近平政権で提唱されている法治国家を構築する方向性において、このような高齢者の介護法制のあり方の研究を通じて、高齢者の介護システムの規範化を図ることは重要な意義をもつであろう。したがって、まず、本論文では、高齢者の介護法制のあり方を研究対象とし、既存の先行研究より、一步踏み出した形で、その仕組みを体系的に整理した。この整理から、高齢者の介護法制の隅々まで関係し、唯一の法律である「高齢者権益保障法」（以下、「高権法」という。）の重要性が確認できた。この点、高権法に関する先行研究は多岐にわたっているが、高権法の構造、立法の経緯、条文についての解釈等は重視されていない。とりわけ、高齢者の介護法制の内容を規定する「介護保障」のあり方に的を絞った議論があるとはいえないということも確認できた。

以上から、本論文は、高齢者の介護法制における高権法の構造、立法の経緯、条文についての解釈等の内容を明らかにし、さらに、高権法で規定されている介護保障、それも直接高齢者の介護法制の内容となる部分のあり方を明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

本論文の目的を実現するために、法解釈の手法を使用した。具体的には、まず、法律の条文の文面の意味および通常の使い方を確認する文理解釈と、法律の全体の構造および法律の条文の関係性を重視する体系解釈とを念頭におき、条文の翻訳や整理を通じて、高権法の構造を明らかにした。そして、高権法の立法の経緯、立法者の意思を確認できる高権法の二つの「立法府解釈」の整理や分析を通じて、高権法の条文を解釈した。これらを踏まえて、さらに整理や分析を行い、高権法が規定する介護保障のあり方を明らかにした。

上記のような法解釈を通じた研究は、中国の介護を含む政策分野においては、ほとんどみられない。この点は本論文の独自性の一つであり、高齢者の介護システムの規範化を目指すうえでは必要な研究であるといえよう。この独自性は、日本の社会保障法分野における法解釈、老人福祉法・高齢社会対策基本法等の仕組みの研究を土台とすることで可能となった。また、政策分野では、中日間の比較法研究は少ない。本論文では、政策を規定している高権法を法解釈の手法で分析した。これは、将来政策分野で、中日間の比較法研究が本格的に行われるための土台作りとして意義があるろう。

3. 研究内容

研究目的と研究方法に基づき研究した本論文の構成は以下の通りである。

まず、本論文の第1章第1節では、高権法および中央政府の関連政策の整理を通じて、高齢者の介護法制のあり方と高齢者の介護法制における高権法の位置づけを明らかにした。これによって、高権法の重要さが確認できたのみならず、高齢者の介護法制において、①介護サービスのあり方（供給体制）が不明確である、②費用負担の仕組みが不明確である、③両者を総合的に統括する実用性のある理念がまだない、という三つの課題があることも確認できた。

続いて、高権法を取り上げて議論する際の第一歩として、第1章第2節では、介護に限定せず、高齢者をめぐる法制度一般における高権法の位置づけを検討した。これによって、高権法は、憲法をはじめとする、民法、刑法、労働法等の法律を含む高齢者をめぐる法制度において、重要な位置におかれていることが分かった。これは、今後介護法制をめぐって、法体系等を構築するときの参考になるろう。

次に、文理解釈と体系解釈を通じて、高権法の構造を検討した。本論文の第1章第3節では、高権法の構造や特徴を明らかにした。さらに、文理解釈と体系解釈の限界を指摘し、高権法における「権益保障」、「養老」、「高齢事業」、「家族、国・社会」という概念を、立法解釈の手法により解明する重要性を見出した。

続いて、本論文の第2章では、高権法の二つの立法府解釈の総則編を細かく分析し、高権法における権益保障、養老、高齢事業、家族と国・社会という重要な概念を整理した。これによって、高権法における基本的な仕組み、すなわち、「権益（権利）保障」を実現するための具体的な仕組みが明らかになった。そして、高権法における介護保障は、この基本的な仕組みの一部であり、「家族介護」と「国・社会が担う介護」とに分かれていることも確認できた。

次に、本論文の第3章第1節では、家族介護を含む「家族扶養」を整理し、同第2節では、国・社会が担う介護を含む「国・社会が担う養老」を整理した。これらも、高権法の二つの立法府解釈の分析により検討した。これによって、高権法における介護保障（家族介護と国・社会が担う介護）

のあり方が確認できた。

なお、本論文では立法府解釈の内容を忠実に整理するため、第2章第1節と第3章の第1節第2節では分析や評価を基本的に行わなかった。そのうえで、第3章第3節で、本論文の目的に則り、すべての章の内容を再整理し、高権法の仕組みや構造等の内容および高権法における介護保障のあり方を探った。さらに、同節では、第1章第1節で整理した、高齢者の介護法制における三つの課題について、高権法における介護保障が高齢者の介護法制へ与える示唆を検討した。

4. 研究成果

高権法における介護保障の性質や特徴に関して、次の二点を明らかにしたことが本論文の主要な意義といえよう。

第1に、高権法がどのような法律であるのかを詳細に分析したことにより、高権法における介護保障は、「権利保障」であり、高権法の権益（権利）保障を実現するための基本的な仕組みの一部として位置付けられている点が明らかになった。介護保障には、まず、高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹、または共同生活をしている嫁もしくは婿等の「家族の構成員」を担い手とする家族介護の仕組みがある。加えて、中央・地方政府やNPO等を担い手とする国・社会が担う介護の仕組みがある。これらの仕組みは、具体的、かつ、ある程度実用性のある仕組みであった。こうした、権利保障の性質をもつ介護保障の仕組みは、高齢者の介護システムの規範化のために重要であるといえよう。また、今後の介護法制の発展、例えば、中国の28のパイロット都市で行われている介護保険の実験においても参考に値するものであろう。

第2に、高権法における介護保障の特徴として、その担い手である家族と国・社会の役割分担のあり方が明らかになった。すなわち、家族の介護機能の減退や介護の社会化により、家族の介護保障の役割は縮小・軽減し、国・社会の介護保障の役割は充実・拡大している。一方、家族介護が有している、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するための「精神的な慰藉」の機能を維持する点に限っては、このような傾向に歯止めがかけられている。

このような精神的な慰藉（精神的な扶養）の機能を重視する考え方は、高権法が規定している介護保障には、身上介護という側面のみならず、精神的な慰藉機能という側面も有していることを意味する。この点は、家族の介護機能の減退や介護の社会化という時代背景において、家族と国・社会の介護へのかかわり方、介護保障一般のあり方に対して、重要な考え方を提示しているといえよう。本論文が考察した家族の精神的な慰謝機能のあり方は、中国の高齢者の介護法制の構築に向けて一つの方向性を示したのみならず、日本の介護法制のあり方を検討するうえでも示唆を与えよう。

5. 残された課題

本論文との関係で、さらに今後取り組みたい課題は以下の通りである。

まず、高齢者の介護法制のあり方という問題意識の背後に存在する法治国家のあり方について本論文では分析できていない。これは、将来中国の政策分野で本格的に高齢者の介護法制の規範化を行うならば欠かせない研究であろう。そして、高齢者の介護システムの先行研究、特に、パイロット都市に関する現状分析等の先行研究は詳細に検討できていない。このような分析をするならば、

中国の高齢者の介護システムのあり方がさらに明らかになるであろう。続いて、高齢者の介護法制の仕組みについて、本論文では、5つの高齢事業に関する国の政策を中心に、その主要な仕組みを詳細に検討した。しかし、主要な仕組みを補足する政策は詳細に分析できていない。今後、このような主要な仕組みを補足する政策に加えて、地方政府の政策も視野に入れて整理したい。次に、高権法の研究において、本論文では、検討に至らなかった裁判例や地方の高齢者権益保障条例を含めて分析したい。そして、本論文で明らかになった高権法の仕組み・理念を具体的な政策と関連付けて考察したい。また、高権法と関連している政策分野、例えば、社会保障政策、高齢者政策等とを関連付けて検討していきたい。

介護政策と高権法との関係性という本論文の射程を超えて、さらに今後取り組みたい課題は以下の通りである。

まず、本論文では、「美德としての養老」という道徳的な規定から精神的な慰藉の義務という具体的な家族の扶養義務が形となるまでの流れを検討した。これは道徳が法的な義務に至る過程である。今後は高権法の政策論を超えて、親孝行法の視点からさらに家族の扶養のあり方を検討したい。そして、高権法を裁判規範、行為規範として考える場合の議論行いたい。続いて、親孝行という道徳の視点とは別に、家族法における扶養義務と関連して、高権法を議論したい。また、高権法は高齢者という特殊なグループを保障する法律であり、同様に特殊なグループを保障する法律、例えば、障害者、児童、女性を対象とする法律との関係で議論を展開したい。その他、高権法の権益（権利）保障の議論において、憲法との関係が問われる可能性や、政策との関係で議論を深める際に、行政法との関係が問われる可能性がある。これらを今後研究していきたい。そして、本論文で明らかになった高権法の仕組みや考え方を土台に、日本といった他国との比較法研究を行いたい。

以上のすべての課題に関するさらなる研究は、高権法の各条文が規定している具体的な権利義務の性質、そして、高権法を実社会でどのように運営すべきかといった根本的な課題の検討において、重要な役割を担うといえよう。

審査結果の要旨

本論文は、高齢者の介護法制について規定する唯一の法律である「高齢者権益保障法（以下、「高権法」という。）」を掘下げて研究したものである。これにより、高齢化とともに中国においても課題となっている高齢者の介護法制を構築していくための基礎研究とするとともに、介護保障における家族と国・社会の役割を探ることを目的としたものである。高権法の先行研究は多岐にわたるが、本論文は立法府解釈を素材に高権法が規定する介護保障について、法の構造、立法の経緯、条文の解釈などを初めて本格的に分析した研究である。高権法は、制定当時の1996年法と抜本的な改正となった2012年改正法が重視されており、本論文はそれぞれを詳細に比較する形で研究を進めている。

本論文は、全体で280頁の大部の論文となっており、高権法を立法府解釈を素材に緻密に分析し

ている。法改正の詳細な比較と法の精緻な分析は、今後、日中の社会保障制度の比較研究において、とりわけこの分野の研究をするうえで必読の研究成果の一つとして認知されていくものであろう。本論文の緻密な分析には、次の意義がある。高権法は、2012年改正で盛り込まれた「高齢者と別居する家族は、高齢者を頻繁に訪問するか、高齢者と連絡しなければならない。」と定める18条の訪問義務が注目されがちである。しかし、本条についても、1996年法と2012年法を詳細に比較し、2012年法は1996年法が規定する家族の役割を具現化したに過ぎず、むしろ国の家族養老に対する支援策などを規定する形で家族の介護義務を軽減していると分析した。このように、条文を精密に分析する本論文は、高権法が規定する介護保障における家族や国・社会の役割の中身を明らかにするものとなっており、高権法の研究において高く評価することができる。

しかしながら、家族の役割と国・社会の役割との関係についての研究は古くから蓄積のある難しい領域であるなか、本論文はさらなる考察が期待され、いくつかの課題を残した。残された課題として挙げられている中国における家族の扶養義務をめぐる研究、裁判例の分析、本論文の立ち位置の明確化、さらには日本法などとの比較により、両者の関係をさらに研究していくことが望まれる。また、中国において精神的慰謝や家族の介護機能が重視され、高齢者の孤独感などを克服する権利があるとすると、これは誰に対して何を主張しうる権利なのか。権益と権利の関係、高権法の介護保障は権利保障であるといえるのかといった、中国において権益と権利が意味することについてもさらなる考察が求められた。

以上から、本論文審査委員一同は、論文についてはさらなる分析や理論的考察が求められ、口頭審査は闊達に審査委員の問いに答えていたと評価した。審査委員一同は、本学府の博士号審査基準③に照らして、余乾生氏の学位請求論文「高齢者権益保障法における介護保障 —— 立法府解釈からみる家族と国・社会の役割 ——」は博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断する。